

百貨店業の

ベンチマーク制度

制度の概要

令和2年4月
資源エネルギー庁

百貨店業のベンチマーク制度の概要

ベンチマーク制度とは、同じ業種で、共通の省エネ指標（ベンチマーク指標）を設定することにより、省エネ取組を他社と比較できる制度です。ベンチマーク対象事業者は、「目指すべき水準」の達成を目指し、これを達成した事業者は省エネ優良事業者として社名を公表※しています。

百貨店業のベンチマーク制度の対象事業者は、「工場等におけるエネルギー使用の合理化に関する事業者の判断の基準」別表第5に掲げる百貨店業のエネルギーの年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で 1,500k l 以上 である事業者が対象となります。

※エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づくベンチマーク指標の報告結果について
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/benchmark/

別表第5 ベンチマーク指標及び中長期に目指すべき水準 抜粋

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
9	百貨店業 (商業統計で掲げる業態分類表における百貨店業)	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量（単位 キロリットル）を①と②の合計量（単位 キロリットル）にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ①延床面積（単位 平方メートル）に0.0531を乗じた値 ②売上高（単位 百万円）に0.0256を乗じた値	0.792以下

ベンチマーク制度の
対象事業者の
詳細は P 2 参照

ベンチマーク指標の
詳細は P 3 ～ P 5 参照

(参考) ベンチマーク対象業種一覧

ベンチマーク制度は、現在 15 業種 19 分野が対象とされています。

区分	事業	ベンチマーク指標（要約）	目指すべき水準
1 A	高炉による製鉄業	粗鋼生産量当たりのエネルギー使用量	0.531kℓ／t以下
1 B	電炉による普通鋼製造業	上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と 下工程の原単位（圧延量当たりのエネルギー使用量）の和	0.143kℓ／t以下
1 C	電炉による特殊鋼製造業	上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と 下工程の原単位（圧延量当たりのエネルギー使用量）の和	0.36kℓ／t以下
2	電力供給業	火力発電効率 A 指標 火力発電効率 B 指標	1.00以上 44.3%以上
3	セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量（出荷量）当たりのエネルギー使用量の和	3,739MJ／t以下
4 A	洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	6,626MJ／t以下
4 B	板紙製造業	板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量	4,944MJ／t以下
5	石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量（当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和）当たりのエネルギー使用量	0.876以下
6 A	石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量	11.9GJ／t以下
6 B	ソーダ工業	電解工程の電解槽払出力カセイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和	3.22GJ／t以下
7	コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計量にて除した値	845kWh／百万円以下
8	ホテル業	当該事業を行っているホテルのエネルギー使用量を当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値	0.723以下
9	百貨店業	当該事業を行っている百貨店のエネルギー使用量を当該百貨店と同じ規模、売上高の百貨店の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.792以下
10	食料品スーパー業	当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.799以下
11	ショッピングセンター業	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値	0.0305kl／㎡以下
12	貸事務所業	当該事業を行っている事務所において省エネポテンシャル推計ツールによって算出される省エネ余地	15.0%以下
13	大学	当該事業を行っているキャンパスにおけるエネルギー使用量を、当該キャンパスと同じ規模のキャンパスの平均的なエネルギー使用量で除した値	0.555以下
14	パチンコホール業	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を、当該店舗と同じ規模、サービス、稼働状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.695以下
15	国家公務	当該事業を行っている事業所におけるエネルギー使用量を、当該事業所と同じ規模、職員数の事業所の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.700以下

百貨店業のベンチマーク制度の対象事業者について

ベンチマーク制度の対象となる百貨店業は、商業統計で掲げる業態分類表における百貨店業に該当するものとする。

■ 業態分類表

区 分	セルフ方式 (注1)	取 扱 商 品 (注2)	売 場 面 積	営業時間	備 考
1 百 貨 店					「1百貨店」及び「2総合スーパー」は、産業分類「551百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所である。 「551百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、住にわたる各種商品を小売りし、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業者が50人以上の事業所をいう。
1 大 型 百 貨 店	×		3000㎡以上（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上）		
2 その他の百貨店			3000㎡未満（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満）		
2 総 合 ス ー パ ー					
1 大型総合スーパー	○		3000㎡以上（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上）		
2 中型総合スーパー			3000㎡未満（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満）		

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品等」欄の3桁及び4桁の番号は、商品分類番号である。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(57)、食(58)、住(59、60)に分類して集計したものをいう。

ベンチマーク指標の値の算出方法について①

百貨店業におけるベンチマーク指標は、当該百貨店のエネルギー使用量の実績値を当該百貨店と同じ規模、稼働状況の百貨店の平均的なエネルギー使用量で除した値とする。


$$\text{A百貨店のベンチマーク指標の値} = \frac{\text{A百貨店のエネルギー使用量の実績値(k l)}}{\text{A百貨店と同じ規模、稼働状況の百貨店の平均的なエネルギー使用量(k l)}} = 0.000$$

※下記の式より平均的な百貨店のエネルギー使用量(k l)を算出しベンチマーク指標の分母へ代入

規模要因

A百貨店の延床面積 (m²)
×
0.0531

+

稼働要因

A百貨店の売上高 (百万円)
×
0.0256

ベンチマーク指標の値の算出方法について①

事業者が2つのベンチマーク制度の対象ホテルを所有している場合

【STEP1】百貨店ごとにベンチマーク指標の値を算出する

①：A百貨店のベンチマーク指標の値を算出する

$$\begin{array}{c} \text{A百貨店の} \\ \text{ベンチマーク指標} \\ \text{の値} \end{array} = \frac{\text{A百貨店の} \\ \text{エネルギー使用量の実績値(●●●k l)}}{\begin{array}{c} \text{A百貨店の延床面積 (㎡)} \\ \times \\ 0.0531 \end{array} + \begin{array}{c} \text{A百貨店の売上高 (百万円)} \\ \times \\ 0.0256 \end{array}} = 〇.〇〇〇$$

②：B百貨店のベンチマーク指標の値を算出する

$$\begin{array}{c} \text{B百貨店の} \\ \text{ベンチマーク指標} \\ \text{の値} \end{array} = \frac{\text{B百貨店の} \\ \text{エネルギー使用量の実績値(▲▲▲k l)}}{\begin{array}{c} \text{B百貨店の延床面積 (㎡)} \\ \times \\ 0.0531 \end{array} + \begin{array}{c} \text{B百貨店の売上高 (百万円)} \\ \times \\ 0.0256 \end{array}} = \triangle.\triangle\triangle\triangle$$

ベンチマーク指標の値の算出方法について②

STEP2：事業者のベンチマーク指標の値を算出する

百貨店ごとに算出した値を百貨店ごとのエネルギー使用量により加重平均した値を事業者のベンチマーク指標の値とする。

$$\begin{array}{c} \text{事業者の} \\ \text{ベンチマーク指標} \\ \text{の値} \end{array} = \frac{\begin{array}{c} \text{A百貨店の} \\ \text{エネルギー使用量} \\ \text{の実績値 (kl)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{A百貨店の} \\ \text{ベンチマーク指標} \\ \text{の値} \end{array} + \begin{array}{c} \text{B百貨店の} \\ \text{エネルギー使用量} \\ \text{の実績値 (kl)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{B百貨店の} \\ \text{ベンチマーク指標} \\ \text{の値} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{A百貨店の} \\ \text{エネルギー使用量の実績値(kl)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{B百貨店の} \\ \text{エネルギー使用量の実績値(kl)} \end{array}} = \square . \square \square \square$$

定期報告におけるベンチマーク指標の報告

定期報告とは、特定事業者又は特定連鎖化事業者の指定を受けた事業者が、毎年度7月末日までに、本社の所在地を管轄する経済産業局と事業を所管する主務大臣に提出いただくものです。ベンチマーク対象事業者は平成30年度より定期報告の中で、ベンチマーク指標の状況をご報告いただく必要があります。

● 特定－第6表において、ベンチマーク指標の状況を報告する

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー使用量 (原油換算kl)
9	百貨店業	□. □□□	◇◇, ◇◇◇
		ベンチマーク指標の値 (実績) を記入する	ベンチマーク指標の対象と なるエネルギー使用量 (実績) を記入する

● 特定－第7表において、ベンチマーク状況に関し、参考となる情報を報告する

ベンチマーク制度の対象百貨店は、A百貨店、B百貨店です。
ベンチマークの目指すべき水準との差は、0. 792 - □. □□□ = ▲×. ×××
<未達理由>
目指すべき水準が未達成だった理由は、...

(参考) ベンチマーク目標達成時の評価

『事業者クラス分け評価制度』における評価

ベンチマーク目標達成事業者は、『事業者クラス分け評価制度』において、原単位 1 %以上の低減を達成していなくても S クラス（優秀事業者）へ位置付けられます。

S クラス

省エネが優良な事業者

【水準】 ※1

① 努力目標達成

または、 ※2

② ベンチマーク目標達成

【対応】

優良事業者として、経産省 H P で事業者名や連続達成年数を表示。

A クラス

一般的な事業者

【水準】

B クラスよりは省エネ水準は高いが、S クラスの水準には達しない事業者

【対応】

特段なし。

B クラス

省エネが停滞している事業者

【水準】 ※1

① 努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前年度比増加

または、

② 5年間平均原単位が5%超増加

【対応】

注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。

C クラス

注意を要する事業者

【水準】

B クラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分

【対応】

省エネ法第 6 条に基づく指導を実施。

※1 努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。

※2 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

ただし、ベンチマーク対象範囲のエネルギー使用量が事業者全体のエネルギー使用量の過半となる場合に限る。